

## 婦人相談所一時保護所における職種の実態と課題 －アンケート調査から－

庄司 妃佐 ・ 堀 千鶴子

### 【要旨】

全国 47 都道府県の婦人相談所における職員配置とその職務内容についての実際を把握するためにアンケート調査を実施した。特に 2002 年に厚生労働省より通知された心理療法を実施する職員の配置と職務内容について重点的に調査した。その結果、婦人相談所において常勤の心理職を配置している相談所は、回答のあった 37 か所の婦人相談のうち一か所であった。また、婦人相談所における職員の 6 割が常勤職以外であることが明らかになった。今後、心理療法を実施する職員についての職務の専門的内容や研修について検討される必要があることが明らかになった。

キーワード：婦人相談所、一時保護所、心理職、心理療法担当職員

### 1. はじめに

女性を対象とした相談援助の中核的機関に婦人相談所がある。婦人相談所は、もともと売春防止法に基づいており、社会福祉研究領域における先行研究の蓄積は少ない。DV 防止法成立以後、利用者数の増加、相談支援体制の整備が図られつつあることが報告されつつあるが、研究の遅れから、全国的な実態はほとんど明らかになっていない。

2002 年の厚生労働省通知により、心理療法を担当する職員の配置が通知されたが、都道府県における婦人相談所においてどのような職名でどのような職務内容が実施されているかについての調査は見当たらない。そこで実態調査を実施し、婦人相談所における職種の实態と課題について調査検討することとした。

### 2. 研究目的

婦人相談所の利用者は、従来、売春防止法に基づく「要保護女子」であったが、2001 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立以後、「暴力被害女性」が対象に加えられた。さらに、2004 年には「人身取引被害女性」が対象として規定された。このように、婦人相談所の対象女性は拡大し、婦人相談所が果たす機能の多様化が求められている。実際、婦人相談所には DV 被害

母子の利用が目立ち、精神的・心理的に課題を抱えた利用者の存在が指摘されている。こうした状況に伴い、婦人相談所における相談内容は多岐にわたっている。そうした中で、婦人相談所における相談援助業務は、多様な職種によって担われており、各都道府県において職種名も統一されておらず、それぞれが行っている業務内容や実態についてもほとんど明らかにされてこなかった。本研究では、婦人相談所における相談援助職の中でも、特に心理職（以下、心理判定員・心理療法担当職員の両者を指す）に焦点を当て、心理職がどのような資格を有し、どのような業務を実施しているのかなど、その実態と専門性について明らかにする。本研究において心理職に焦点をあてるのは、以下のような理由からである。そもそも、「婦人相談所に関する政令」第2条では、婦人相談所の職員には、「判定をつかさどる職員」の設置が規定されている。判定をつかさどる職員は、「医師であって、精神衛生に関して学識経験を有するもの」「学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者」のうちから任用するよう努めなければならないとされてきた。この規定によって、婦人相談員には「心理判定員」が設置されていたが、2002年厚生労働省通知によって、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設に「心理療法の技術を有する職員を配置し、配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的」<sup>1</sup>として心理学的指導体制を図るため、心理療法を担当する職員（以下、心理療法担当職員）の設置が予算化された。これらをふまえ、婦人相談所の相談援助職の一環として、近年、心理療法担当職員が設置されつつあるが、どのような専門性を持ち、どのような役割を果たしているのか、その実情は明らかにされていない。このように、本研究は婦人相談所における心理職の実態を明らかにし、課題を抽出することを目的としているが、それは婦人相談所のあり方を提言するための基礎資料として意義あるものになるといえよう。

### 3. 研究方法

#### 3. 1. アンケート調査の目的と概要

##### 3. 1. 1. 調査の目的

婦人相談所における相談体制を明らかにし、そこで働く職種を把握し、数量的に婦人相談所の職員体制を把握することを目的に実施した。そして本研究の主題である心理職の実情の報告を行うものである。

婦人相談所において実施されている相談業務の内容、来所相談や電話相談の実態、婦人相談所の職員体制、相談内容を明らかにすることが目的である。また、現状の職員が保持している資格についても実態を把握することが目的である。

アンケートの内容は以下のとおりである。（資料1）相談所の相談体制の質問項目の中で、来所相談、電話相談についての設問を設けた。カウンセリングの実施については、実施上の困難についての自由記述欄を設けた。その後、その調査データを基に、特に心理職を配置する婦人相談所の職員

をインタビューの聞き取り調査を実施することとした。アンケートの内容は以下の通りである。

#### I 婦人相談所の概況について

- ① 婦人相談所の職員配置について
- ② 各職種が所持している資格について
- ③ 婦人保護施設との併設の有無について
- ④ 他機関（センター）との併設の有無について

#### II 婦人相談所の相談体制について

- ① 来所相談体制について
- ② 電話相談体制について
- ③ 婦人相談所において実施している相談業務について
- ④ 心理担当職員について
  - (1) 心理担当職員が実施している業務
  - (2) カウンセリングの実施頻度について

### 3. 2. 調査期間・方法・対象

2011年10月1日現在の婦人相談所における相談援助職調査とし、郵送にてアンケートを実施した。返信用封筒を同封し、2012年1月10日を締め切りとし実施した。アンケートは47都道府県の婦人相談所に郵送し、郵便で返信を依頼した。婦人相談所が都道府県内に複数ある所は、代表として中核となる婦人相談所1か所に郵送を実施した。調査の内容については、施設・個人が特定されることのないよう、統計的に処理し、地域別・都道府県別の結果を公表しないことを明記し、守秘義務の遵守を併せて併記した。また、データの管理に関しても、細心の注意を払って安全管理体制を整えている。

### 3. 3. 倫理的配慮

本調査研究においては、調査を実施した婦人相談所名・連絡先などについての秘密保持や、被調査者個人が特定されないよう配慮している。また、データの公表前には事前確認を行うことを約束した。収集したデータは、細心の注意を払い管理している。

## 4. アンケート調査の結果と考察

### 4. 1. 調査対象について

47都道府県のうち、郵送で返却のあったものは、37か所であり、回収率は、78.7%であった。

### 4. 2. アンケート結果について①婦人相談所の職員体制について

婦人相談所職員の配置状況は、表1の通りである。回答のあった37か所の婦人相談所において、常勤職の中で必ず一時保護所に関わる職種は、婦人相談員、児童指導員、および「その他心理職」であっ

た。「その他心理職」は、制度上「心理療法担当職員」として採用されている可能性が高い職種であるが、常勤雇用されているのは37か所中、たった一か所だけであった。婦人相談所は、非常勤職員が多くおり、常勤職の約1.5倍の人数であり、職員数の約6割が非常勤職である。また婦人相談所には一時保護所があり、婦人相談所や一時保護所に関わらず、職員の多くが非常勤職員であることがわかる。非常勤職員の中で一時保護所に必ず関わる職種は、児童指導員、看護師、保健師、調理員であった。ついで非常勤職の中の指導員や「その他心理職」も90%を超えて一時保護所に関わっている。常勤職、非常勤職の中で、一時保護所に関わる率は、それぞれ65.02%と61.7%であり、やや常勤職が一時保護所に関わる率が高いもののほとんど違いはみられなかった。

表1 婦人相談所職員の配置状況

集計	常勤	(一時保護) 常勤	一時保護に 関わる常勤 職の割合	非常勤	(一時保護) 非常勤	一時保護に 関わる非常 勤職の割合
①所長	37	21	56.76%	0	0	0
②事務員	90	44	48.89%	4	0	0
③相談員	51	32	62.75%	2	0	0
④婦人相談員	12	12	100.00%	149	55	36.91%
⑤電話相談員	4	1	25.00%	68	9	13.23%
⑥指導員	69	65	94.20%	62	56.5	91.13%
⑦児童指導員	3	3	100.00%	15	15	100.00%
⑧看護師	7	4	57.14%	7	7	100.00%
⑨保健師	9	7	77.78%	1	1	100.00%
⑩保育士	4	3	75.00%	11	10	90.90%
⑪医師	2	0	0%	46	24	52.17%
⑫心理判定員	37	17	45.95%	15	11	73.33%
⑫-1その他の心理職	1	1	100.00%	12	11	91.67%
⑬調理員	17	19	111.76%	19	19	100.00%
⑭その他	23	9	39.13%	131	116	88.55%
合計(人)	366	238	65.02%	542	334.5	61.72

表 2 相談援助職の資格保持状況

	計	社会福祉士	精神保健福祉士	社会福祉主事	臨床心理士	認定心理士
相談員	53	14 (26.42%)	2 (3.77%)	28 52.83%	0	0
婦人相談員	161	10 (6.21%)	2 (1.24%)	29 (18.01%)	0	0
電話相談員	72	0	1 (1.39%)	0	0	0
指導員	131	0	0	0	0	0
児童指導員	18	1 (5.56%)	1 (5.56%)	1 (5.56%)	0	0
心理判定員	52	3 (5.77%)	2 (3.85%)	17 (32.69%)	24 (46.15%)	1 (1.92%)
その他の 心理職	13	1 (7.69%)	0	1 (7.69%)	3 (23.08%)	3 (23.08%)

婦人相談所の相談援助職である相談員、婦人相談員、電話相談員、心理判定員、その他の心理職における、資格取得の状況については、相談に必要と思われる国家資格を中心に実施したアンケート結果が表 2 である。相談員の半数以上が保持している資格は社会福祉主事資格であった。ついで、常勤職が多い心理判定員の 46.15%が臨床心理士の資格を取得している。また相談員の中の 26.42%が社会福祉士を取得している。採用の際に必須である資格はないものの、職務を遂行する上で個人が様々な専門性を必要と考え取得していると思われる。

その他の資格取得は、介護福祉士やヘルパーなどがあつた。

また婦人相談所、一時保護所それぞれの職員配置を表とグラフで表したものが、表 3 と図 1、表 4 と図 2 である。

「その他心理職」として、心理判定員以外の心理職を配置している婦人相談所は、回答のあつた 37 か所の婦人相談所のうち 11 か所 (29.73%) であつた。その職名は、心理療法士や心理ケア、DV 等心理療法担当指導員、心理カウンセラーなど様々であり、設置された年は、11 か所中、8 か所 (72.7%) の施設は、法的に根拠が制定された 2002 年度であつた。2001 年と 2006 年から設置された施設がそれぞれ 1 か所ずつであつた。

医師の配置については、配置がない婦人相談所が 6 か所 (16.21%) あつた。常勤医師がいると回答された所は 2 か所あるが、いずれも精神保健センターなどとの兼務であつた。非常勤医師の科は、精神科が最も多く、24 か所 (64.9%) であつた。その外には、産婦人科がついで多く 8 か所 (21.6%)、そのほかには内科、小児科などであつた。特に医師の配置が一人の施設は 19 か所あり、そのうちの 15 か所 (78.9%) は精神科の医師であつた。

表3 婦人相談所における職員配置

集計	常勤	非常勤	合計
①所長	37	0	37
②事務員	90	4	94
③相談員	51	2	53
④婦人相談員	12	149	161
⑤電話相談員	4	68	72
⑥指導員	69	62	131
⑦児童指導員	3	15	18
⑧看護師	7	7	14
⑨保健師	9	1	10
⑩保育士	4	11	15
⑪医師	2	46	48
⑫心理判定員	37	15	52
⑫-1その他の心理職	1	12	13
⑬調理員	17	19	36
⑭その他	23	131	154
	366	542	908

図1 婦人相談所における職員配置（表3の図）

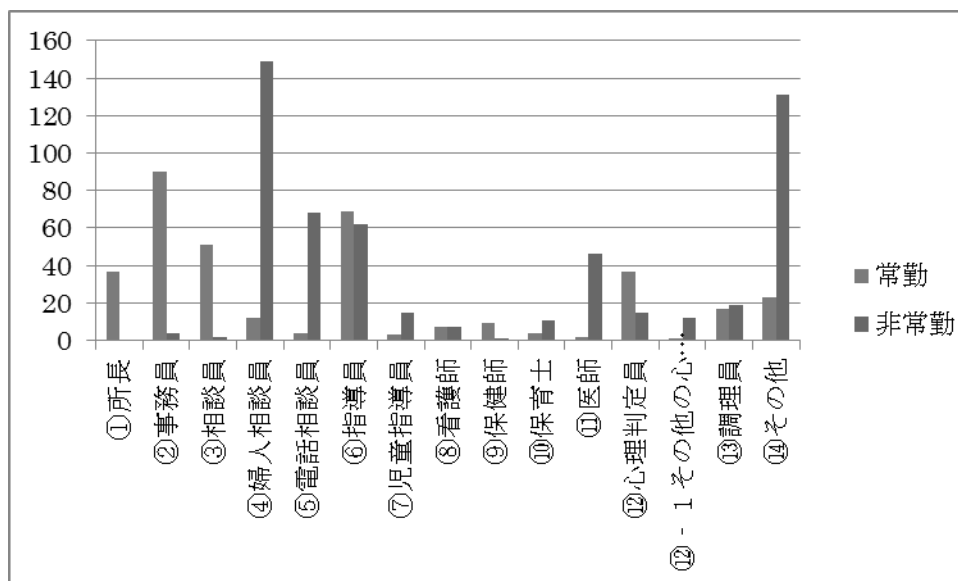
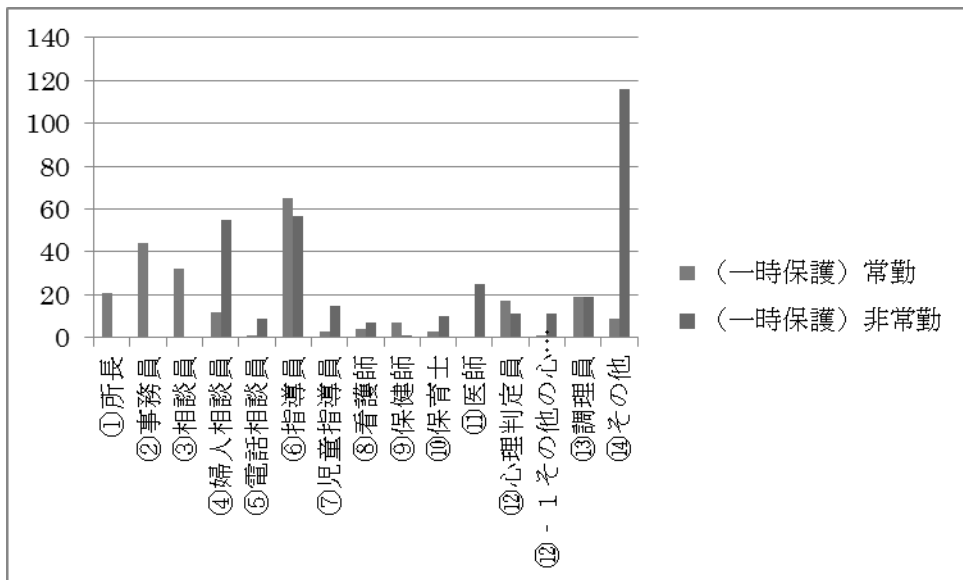


表 4 一時保護所における職員配置

集計(再掲)	(一時保護)常勤	(一時保護)非常勤	
①所長	21	0	21
②事務員	44	0	44
③相談員	32	0	32
④婦人相談員	12	55	67
⑤電話相談員	1	9	10
⑥指導員	65	56.5	121.5
⑦児童指導員	3	15	18
⑧看護師	4	7	11
⑨保健師	7	1	8
⑩保育士	3	10	13
⑪医師	0	25	25
⑫心理判定員	17	11	28
⑫-1その他の心理職	1	11	12
⑬調理員	19	19	38
⑭その他	9	116	125
	238	335.5	573.5

図 2 一時保護所における職員配置 (表 4 の図)



婦人保護施設との併設の有無については、合築施設が 12 か所(32.4%)、併設施設が 5 か所(13.5%)、合築・併設がない施設が 20 か所(54.1%)であった。合築施設とは、婦人相談所と同じ建物内に婦人保護施設があるものであり、併設施設とは、婦人相談所と同じ敷地内に婦人保護施設がある、あるい

は、婦人相談所と渡り廊下で婦人保護施設がつながっているなどの施設形態である。合築・併設ともに無い施設が、全体の半数を占めている。

他機関（センター）との併設の有無については、併設がある施設が 20 か所（54.1%）、併設がない施設が 17 か所（46.0%）であり、約半数の婦人相談所が他機関と併設して開設されている。

#### 4. 3. アンケート結果について②婦人相談所の相談体制について

来所相談の土日体制については、土日対応がない相談所が 30 か所（81.1%）、土日対応がある相談所が 7 か所（18.9%）となっている。開設時間のほとんどが公的機関の開設時間と重なっている。相談時間が平日の時間しか開設されていないため、緊急性の高い相談がなされにくい現状になっている。来所相談についての困難については、子どもと一緒に来所した場合の相談など、女性の問題だけを対象とするだけでは難しい場合が多く、例えば、児童相談所などとの連携が欠かせない。しかし、相談員の多くが非常勤職員であることを考えると、他機関と連携する場合の困難さが予測される。

電話相談では、土日ともない施設は 10 か所（27.0%）、土日ともにある施設は 25 か所（67.6%）、土曜のみあるいは日曜のみの施設がそれぞれ 1 か所（2.7%）ずつであった。電話相談は、来所相談よりも開設時間を長くとしている施設が多い中、特に 24 時間体制をとっている婦人相談所は 1 か所であった。電話相談では、土日対応をしている個所の方が多かった。また、来所相談の開設時間は、行政の窓口と連動した時間が多く、夜間対応が実施されている個所は少なかった。一方電話相談では、行政の窓口相談時間以外にも 20 時や 22 時などの対応をしたり、民間委託を実施したりしている場合もあった。電話相談は民間に委託されていたり、行政が開設している場合でも来所相談よりも比較的開設しやすいことがうかがえる。また、年末年始対応は、来所相談では、37 か所全ての施設が実施されていなかった。一方電話相談では、対応されていないのは、32 か所（86.5%）であったが、5 か所（13.5%）で対応が実施されていた。電話相談における困難についての自由記述では、相談相手と直接会えないため意思疎通が難しかったり、一方的に話をされたり、あるいは、一方的に切られてしまったりと、言葉だけが頼りであるための困難も多くみられた。また相談の経過が見えにくかったり、一部の相談者に占拠されてしまったりと、日々困難な状況の中で、相談員がストレスを感じている様子が見られる内容が多く見られた。

婦人相談所における相談業務内容についての結果では、全ての婦人相談所において実施されている相談は、来所相談と電話相談であった。法律相談は 21 か所（56.8%）の施設で実施されていた。カウンセリングは 17 か所（46.0%）の施設で実施されていた。医学相談は、13 か所（35.1%）の施設で実施されていた。また、少数ではあるが E メール相談を実施している施設が 2 か所（5.4%）あった。そのほかに、出張相談、行政書士相談、当事者によるグループミーティングを実施している婦人相談所がそれぞれ一か所あった。

心理担当職員が実施している業務については、職能判定や知能検査を含む心理判定は婦人相談所の 36 か所（97.30%）で実施されている。カウンセリングは、26 か所（70.27%）で実施されている。カウンセリングを実施していない婦人相談所は 1 か所であった。その他実施されている業務は多岐にわ



たり、心理教育は4か所で実施されているが、その他には、DV 被害者心理教育プログラムや SST 等、ケースワーク、コンサルテーション、サポートグループ、職業相談、精神科受診同行、統計業務、同伴児童のプレイセラピー、認知行動療法的アプローチ、リラクゼーションなどの様々な業務が行われており、心理担当職員が模索している様子がうかがえる。

心理担当職員がカウンセリングを実施している相談所は回答のあった37か所の相談所の内、26か所であった。その中で定期的に実施しているのは4か所(23.5%)であった。期間は、週1回から月1回までであった。不定期的な実施をしているのは22か所あり、カウンセリングの実施内容についての回答のあった20か所のうち、一時保護を主として関わるカウンセリングを実施している婦人相談所は10か所と半数であった。カウンセリングは一時保護の入所者に対してより頻度が高く実施されている。

婦人相談所においてカウンセリングを実施する上での困難は、一時保護に関わる困難が多く記述され、大凡2週間程度の入所期間であることや退所の決定が突然である場合などによる困難が多く記述された。また、一時保護所でのカウンセリングのあり方について、短期間の中でどのような支援が必要なのかについての模索が様々にされていることがうかがえた。

来所相談と電話相談における相談職種については、来所相談においては、婦人相談員、女性相談員、生活指導員、心理職、女性支援業務専門職、専門相談員、男女共同参画相談員兼婦人相談員、心理療法担当員、ケースワーカー、心理判定員等さまざまな職種が関わっており、それぞれの自治体の職員の対応できる体制に応じて職名もさまざまであることがわかる。電話相談に関わる職種も同様に、電話相談員、婦人相談員をはじめ様々な職名職員が相談に応じている。

#### 4. 4. アンケート調査の考察

今回のアンケートにおいて、婦人相談所の職員の体制、職種、資格取得状況、来所相談と電話相談体制、相談所業務が明らかになった。特に、来所相談と電話相談の開設時間や担当職については、行政が実施する来所相談の臨界が見えてきたといえる。ほとんどの来所相談の開設は、行政が開設しているため行政の開所時間と重なっており、緊急性の高い相談の場合は電話相談が対応することが多いと考えられる。電話相談では、夜間の対応ができるように夜間について民間委託を実施して対応している婦人相談所もあり、今後婦人相談所の緊急性の高い相談に対応することを考えると24時間対応への可能性を示しているといえる。

また、来所相談や電話相談の困難の中で、精神疾患等の対応を訴える記述が多くみられ、職員への精神病理への職員研修等の専門的知識習得を体系的に研修していく必要が求められていることが明らかになった。また、数として目立った記述は多くはなかったものの、電話相談で対応する職員への精神衛生上の必要性を記述したものがあり、職員への精神的援助の必要性は、業務として対処されず、これまで職員の熱意の上で見過ごされてきた点であるといえよう。婦人相談所において虐待関連の相談が増加するにつれ、その対応により専門的な心理の対応が求められ、2002年の厚生労働省通知により、心理学的指導体制を図るため心理療法を担当する職員を配置できるようになった。今回の調査では、心理判定員以外の心理療法を担当する職員を配置している婦人相談所が10か所あり、今後も増え

ることが予想される。しかし、婦人相談所において、どのような心理療法を実施することが求められているのかについては専門的な見地からも明確に規定されておらず、心理職として採用された個々の職員が模索しながら実施していることが明らかになった。この点において、心理職の職務範囲とその効果についての研究が待たれるところである。

## 5. おわりに

本研究では、婦人相談所における相談体制を明らかにし、数量的に婦人相談所の職員体制を把握することを目的に実施した「婦人相談所における相談援助職調査」及び、「婦人相談所における心理職に対するインタビュー調査」を実施した。本稿ではアンケート調査について報告を行った。又、数量調査と質的調査を実施することで、婦人相談所における相談援助職の実態を複眼的に把握することが可能となった。インタビュー調査の報告は次にゆずる。以下、心理職に関わるいくつかの課題を提示したい。

第一に、心理職の職務範囲・内容の統一が挙げられる。アンケート調査から明らかとなったように、婦人相談所の職員体制は、全職員 908 人のうち、非常勤職員が 542 人であり、およそ 6 割が常勤職員以外によって占められている（表 3）。婦人相談所（一時保護所）における職員体制の脆弱さや人員不足が、心理職が本務以外のケースワーカーのサポート業務や生活支援業務に従事する背景に存在していることが推測される。心理職の職務範囲・内容の精査と併せて、婦人相談所の職員体制の整備が重要である。それとともに、婦人相談所の一時保護所における心理職ができる支援の専門性についての研究が望まれる。一時保護所の心理職が利用者に関わる際に、利用者同士を関わらせないように配慮している所があったり、集団で支援している所があったりとまちまちであり、心理的支援の専門性について共通した理論的な研究背景の不足がうかがわれた。今後、一時保護所の利用者のニーズに合わせて対応についての検討が求められる。

第二に、精神科など医療機関との連携体制の構築についてである。一時保護所の利用者には、精神障害または疾患（疑い含む）を有している者が目立っていることは、先行研究において指摘されている（戒能他 2012）。来所相談や電話相談における困難についての自由筆記でも述べられていたが、精神科との連携が必要な利用者の存在が言及されている。しかし、連携の方策としては、多くは利用者に対する関連機関の情報提供にとどまっていた。一時保護所退所後においても、継続的な支援を実施するためには、地域における継続的な支援体制が必要であり、実効性のある連携体制の構築が不可欠である。これらの連携体制の構築のためには、保健・医療・福祉の連携が欠かせない。

第三に、心理職のスキルアップ支援についてである。具体的に求められているスキルとしては、カウンセリング技術、トラウマケアなど心理に関わるスキルや DV 法などの福祉制度に関する知識の習得であろう。来所相談や電話相談を実施している相談員の困りごとの中で、精神疾患患者を予想させる相談者についての不安があったが、相談員としての心理学の専門性が必要であり、また実際の相談者との間に起こる様々なストレスに対する対処方法を学ぶことは、特に重要なことであると思われる。

本調査は、2011年度の城西国際大学学長所管研究費を得て調査したものです。研究に対しての助成を心より感謝いたします。

### 【注】

- <sup>1</sup> 「婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発 平成14年5月30日

### 【参考文献】

戒能民江他 2012「厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 DV対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」

The actual situation and problem of the type of job in the temporary protection place in the women's guidance office :  
Report from questionnaire survey

Hisa Shoji · Chizuko Hori

Abstract

We carried out the questionnaire of personnel arrangement and its job specifications at the women's guidance office of 47 all prefectures in Japan. The investigation contents checked placement of the **psychologist**. As a result, one only women's guidance office arranged the full-time **psychologist**. Moreover, investigation showed clearly that 60 percent of the personnel in a women's guidance office are not a full-time job. The investigation showed that the specialized training was necessary clearly to carry out psychotherapy.

Key words: psychologist, women's guidance office, temporary care division

## 資料1 アンケート調査票

# 婦人相談所における相談援助職調査

特に指定のない限り、2011年10月1日現在の状況をご記入ください。

本調査で把握された結果については施設・個人が特定されることのないよう、統計的に処理いたします。地域別・都道府県別の結果は公表されません。また、守秘義務を遵守するとともに、データの管理に関しましては細心の注意を払い安全管理の体制を整えて実施いたします。

お忙しいところ申し訳ありませんが、ご記入いただきました調査票は、2012年1月10日（火）までに、同封した封筒にてご投函いただけますようお願いいたします。

### 【本調査に対するお問い合わせ】

研究代表者 城西国際大学福祉総合学部  
庄司妃佐

メールアドレス [shoji@jiu.ac.jp](mailto:shoji@jiu.ac.jp)

差し支えなければご記入下さい。

機関名

ご記入者の職種

## I 貴婦人相談所の概況について

問1 婦人相談所職員の配置状況・雇用状態、資格保持状況についてお伺いいたします。

婦人相談所の職員配置について平成23年10月1日現在の状況を実数にて、ご記入下さい

(一時保護業務に携わっている人数を( )内にご記入ください。)

①所 長	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
②事 務 員	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
③相 談 員*	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
④婦人相談員	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
⑤電話相談員	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
⑥指 導 員	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
⑦児童指導員	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
⑧看 護 師	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
⑨保 健 師	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
⑩保 育 士	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
⑪医 師	常勤_____名 ( 名) 診療科目：	非常勤_____名 ( 名) 診療科目：
⑫心理担当職員		
心理判定員	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
その他の心理職	常勤_____名 ( 名) 職名：  配置年度**：	非常勤_____名 ( 名) 職名：  配置年度**：
⑬調 理 員	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)
⑭そ の 他	常勤_____名 ( 名) 職名： 職名：	非常勤_____名 ( 名) 職名： 職名：
計	常勤_____名 ( 名)	非常勤_____名 ( 名)

\* 婦人相談員、電話相談員以外の相談員についてご記入ください。

\*\* 心理判定員以外の心理職が配置された年度について、ご記入下さい。

問2 以下の職種が所持している資格について、該当するものに○をつけ、人数をご記入ください。(複数回答)

(1) 相談員

①社会福祉士 ( 名)、②精神保健福祉士 ( 名)、③社会福祉主事 ( 名)、  
④その他 ( )

(2) 婦人相談員

①社会福祉士 ( 名)、②精神保健福祉士 ( 名)、③社会福祉主事 ( 名)、  
④その他(具体的に )

(3) 電話相談員

①社会福祉士 ( 名)、②精神保健福祉士 ( 名)、③社会福祉主事 ( 名)、  
④その他(具体的に )

(4) 心理判定員

①社会福祉士 ( 名)、②精神保健福祉士 ( 名)、③社会福祉主事 ( 名)、  
④臨床心理士 ( 名)、⑤認定心理士 ( 名)、⑥産業カウンセラー ( 名)  
⑦その他(具体的に )

(5) その他の心理職

①社会福祉士 ( 名)、②精神保健福祉士 ( 名)、③社会福祉主事 ( 名)、  
④臨床心理士 ( 名)、⑤認定心理士 ( 名)、⑥産業カウンセラー ( 名)、  
⑤その他(具体的に )

問3 婦人保護施設との併設の有無についてお伺いします。

①合築施設、 ②併設施設、 ③合築・併設ともに無し

\*合築：婦人相談所と同じ建物内に婦人保護施設があるもの

併設：婦人相談所と同じ敷地内に婦人保護施設がある。あるいは、婦人相談所と渡り廊下で婦人保護施設が繋がっているなど

問4 他機関(センター)との併設の有無についてお伺いします。

①併設有り(具体的に )、 ②無し

## II 婦人相談所の相談体制について

### 問5 婦人相談所の来所・電話相談体制についてお伺いします。

(1) 来所相談体制についてご記入下さい。

①相談時間 [ 時から～ 時まで]

②土日対応の有無について

1 土曜日のみ有り、2 日曜日のみ有り、3 土日とも有り、4 土日とも無し

③年末年始対応の有無について

1 有り、2 なし

④来所相談担当者の職名についてご記入ください

職名： \_\_\_\_\_ ( 名) 職名： \_\_\_\_\_ ( 名)

職名： \_\_\_\_\_ ( 名) 職名： \_\_\_\_\_ ( 名)

④来所相談を実施するに当たっての困難について、ご自由にご記入下さい。

(2) 電話相談実施体制についてご記入下さい。

①相談時間 [ 時から 時まで]

②土日対応の有無について

1 土曜日のみ有り、2 日曜日のみ有り、3 土日とも有り、4 土日とも無し

③年末年始対応の有無について

1 有り、2 なし

④電話相談担当者の職名についてご記入ください

職名： \_\_\_\_\_ ( 名) 職名： \_\_\_\_\_ ( 名)

職名： \_\_\_\_\_ ( 名) 職名： \_\_\_\_\_ ( 名)



④電話相談を実施するに当たっての困難について、ご自由にご記入下さい。

(3) 婦人相談所において実施している相談業務について、該当するものすべてに○をつけてください。

- ①来所相談、 ②電話相談、 ③法律相談、 ④医学相談、 ⑤カウンセリング、  
⑥その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

**問6 心理担当職員についてお伺いします。**

(1) 心理担当職員の行っている業務について、該当するものすべてに○をつけて下さい。

- ①心理（職能）判定（知能検査含む）、②カウンセリング、  
③その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(2) カウンセリングを実施している相談所のみにお伺いします。カウンセリングの実施頻度についてご記入ください。

- ①定期的に実施（ \_\_\_\_\_ 週・月 \_\_\_\_\_ 回）  
②不定期に実施（具体的に \_\_\_\_\_ )

(1) 婦人相談所においてカウンセリングを実施する上での困難について、ご記入下さい。

ご記入ありがとうございました。